

延長五百三十五メートルを実施いたすものでございます。

今回の工事の工法は、前回と同様シルド工法で実施いたすために分割することとできず、工期は二十九カ月が必要であり、三カ年にまたがる事業であると同時に経済的な関係から、向こう三カ年間の債務負担行為により一括で工事契約をすることと最も得策であるとの見解から、防衛庁及び大蔵省のはからいにより事業実施が決定され、第一期分であります五十七年度に計画実施を予定しておりましたものが、五十六年度に繰り上げて実施できることになりましたので、ここに補正予算をしようとするものでございます。

次に予算書について御説明申し上げます。

まず一ページをお開きいただきたいと思っております。

第一条につきましては三億六千五百六万一千円を追加いたし、歳入歳出それぞれ百十三億四千六百五万七千円と定めようとするものでございます。

第二条につきましては、繰越明許費の関係の規定でございますが、後ほど御説明を申し上げます。

それでは、はなはだ恐縮ですが、五ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳入について申し上げます。まず分担金及び負担金でございますが、西住宅地周辺排水路整備事業に対する福生市の負担分六千五百六万一千円で下水道会計から負担するものでございます。

本来ならば羽村町及び瑞穂町負担分も入ってくるわけですが、前年と同様の取り扱いにいたしまして、昭和五十七年度におきまして過年度収入として受け入れる措置をいたしました次第でございます。

参考までに申しますと、羽村町の負担金は四百四十五万八千円、瑞穂町の負担金は九百三十八万一千円、合計一千四百三十八万九千円が五十七年度において過年度収入と相なるわけ

でございます。負担金総額は七千四百三十万四千円に今回の追加補正額六千五百六万一千円を追加して、負担金総額が一億三千九百三十六万五千円と相なります。

次に国庫支出金の国庫補助金でございますが、三億円の追加補正でございます。これは防衛施設庁からの補助対象基準工事費に対する八〇%の補助金でございます。既決予算七億五千九百五十六万四千円に三億円を足しまして、十億五千九百五十六万四千円と相なる次第でございます。

次に六ページをお開きいただきますと思います。

土木費、都市計画費の下水道費でございますが、この内容は一般会計より下水道会計への繰出金六千万円で、今回の六千万円の繰出金により、五十六年度の一般会計より下水道会計への繰出金は六億九千万円と相なる次第でございます。

次に西住宅地区周辺排水路費で新たに三億七千八百九十万円を追加補正するもので、主なる内容としては、人件費

三人分の一千六百九十九万八千円と工事常駐監理委託料一千三百三十五万円及び工事費三億四千七百四十万円と相なっております。

次に七ページをお開きいただきますと思います。

予備費につきましては財政調整のため、七千三百八十三万九千円を減額いたし、残額を二千四百六十万二千円といたそうとするものでございます。

以上、今回、補正によりまして、歳入歳出予算額は全体的な二に数字は載っておりませんが、表に載っておりますとあり、百十三億四千六百五万七千円と相なり、当初予算に對して二、四%の伸びと相なっている次第でございます。

次に三ページをお開きいただきますと思います。

まず第二表の繰越明許費でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、工期の関係から予算執行が年度内に行うことができないので、事業費の三億七千八百九

十万円を繰越明許をお願いいたしまして、五十七年度に執行させていただきたく補正するものでございます。

次に第三表債務負担行為につきましては、この工事はシルドエ法により実施するため、単年度で分割して契約することと不可能と同時に、経済的にも一括契約することが有利でありますので、当該年度以降の期間、五十七年度から五十九年度までの期間と、十一億一千百十万円と限度額を定めまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上はなほだ雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をしまして原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○九番（小野沢久君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ただいま小野沢久君から本案は原案どおり可決したいと目的動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は原案どおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四議案第九号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第九号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号)につきまして御説明申し上げます。

本予算は、ただいま一般会計補正予算で説明を申し上げましたものと関連のあるものでございます。

まず一ページの総則でございしますが、第一条では歳入歳出それぞれ六千万円を追加し、歳入歳出それぞれ二十六億四千七百三十八万四千円と定めたものでございます。

第二条では、地方自治法の定めにより、翌年度に繰り越して使用することができるとする経費は、第二条繰越明許費によることを定めたものでございます。

内容でございしますが、五ページの歳入でございしますが、歳入は一般会計よりの繰入金といたしまして六千万円を補正い

たしたものでございます。

歳出におきましては事業費の管渠費として六千五百六万四千円を補正したいものでございます。

これは西住宅地区周辺排水路新設工事費として一般会計への負担金でございします。

予備費では財源調整として五百六万四千円を減額いたしましたものでございます。

次に三ページの第二条繰越明許費でございしますが、事業名は西住宅地区周辺排水路整備事業負担金(シールド部)の三でございまして、金額は六千五百六万四千円を繰越明許としたいものでございます。

以上雑駁でございしますが、慎重審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本安ホに對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第九号については、
原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本安ホは原案どおり可決され
たい旨の動議が出されましたが、本動議のとおり決すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案
第九号は原案どおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもちつて本日、日程は全部終了いた
しました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十七年第二回福生市議会臨時会を閉
会いたします。

午前十時十八分開議・閉会

署名議員

福生市議会議長 末次性男

議員 関米吉

議員 堀野鉄之助

議員 石川慶一郎

写

福生市告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十七年第二回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十七年二月十六日

福生市長 田村 匡雄 印

一期 日 昭和五十七年二月二十三日

二場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第六号）
- (2) 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

写

福総庶発第二千七百八号

昭和五十七年二月十六日

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

議案の送付について

昭和五十七年第二回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付いたします。

- 一 議案第八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第六号）
- 二 議案第九号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

福議発第四十一号

昭和五十七年 二月 十八日

殿

福生市議会議長

末次性男

議案説明員の出席要求について

昭和五十七年第二回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 二月二十三日（火） 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

写

福監発第 2617 号

昭和 57 年 2 月 5 日

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜代次

昭和 56 年 12 月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|---------|--|
| 1 検 査 日 | 昭和 57 年 1 月 27 日(水) |
| 2 場 所 | 監査委員事務局 |
| 3 対 象 | 昭和 56 年 12 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 結 果 | 12 月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
12 月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかった。 |